



広報ぬまた お知らせ版



令和4年12月8日発行 第1126号(1/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

ピカゾー

スノンちゃん

福祉灯油の助成について

町では、高齢者等の原油価格・物価高騰による暖房に係る経費の負担軽減を図る観点から、福祉灯油代の助成を実施いたします。

- 助成内容 1万円を助成します。
- 申請受付期間 令和5年2月28日(火)まで
- 申請方法 以下の要件を満たす方は、振込口座の預金通帳を持参の上、保健福祉課で申請して下さい。

対象世帯 『町民税非課税世帯』又は『町民税均等割課税世帯』で次のいずれかに該当する世帯です。

- ※12月1日(基準日)現在、町に居住している世帯(入院者を除く)
- 『65歳以上の方で構成される世帯で、70歳以上の方が1名以上いる世帯』
- 『70歳以上の独居世帯』
- 『身障手帳1・2級所持者の収入で生計を営んでいる世帯』
- 『義務教育期間終了前のお子さんを養育している母子・父子世帯』
- 『65歳以上の世帯員で構成されている世帯で、70歳以上の世帯員が1名以上いる世帯、かつ義務教育期間終了前の子を養育する母子又は父子がいる世帯』
- 『生活保護法による被保護世帯』

※年齢要件は、令和5年3月31日現在の年齢とします。

■お問い合わせ 保健福祉課福祉グループ ☎35-2120

ゆめつくる及び図書館休館のお知らせ

令和5年1月8日(日)は、「沼田町20歳を祝う会」を開催することから、ゆめつくる及び図書館を休館させていただきます。なお、本の返却は、ゆめつくる正面入口横にある返却ポストにお願いいたします。

■お問い合わせ 教育課社会教育グループ ☎35-2132

固定資産税に関する家屋(住宅・納屋・車庫等)の届出について

次のような場合は、忘れずに住民生活課税務グループまで届け出をして下さい。
届出の対象は、住宅のほか車庫や物置、格納庫、納屋など建物全般です。

- ①建物を新築中また増築中の場合 → ご連絡下さい。建物の評価に伺います。
- ②建物を取り壊したとき → 家屋滅失の届出が必要です。
- ③建物の所有者が変わったとき → 所有者変更の届出が必要です。
(②と③については、登記をされた方は不要です。)

■お問合せ 住民生活課税務グループ ☎35-2115

令和5年狩猟免許試験の実施について

罠や網、銃を使用して鳥獣類(特定外来生物除く)を捕獲するには「狩猟免許」の取得が必要となります。

農作物被害に遭われている方、被害防止に協力して頂ける方は、是非この機会に狩猟免許を取得頂き、有害鳥獣による被害防止にご協力下さい。

【狩猟免許試験予備講習】

- 日時 令和5年1月29日(日) 午前9時～午後4時30分
- 会場 岩見沢市民会館「まなみ〜る」(岩見沢市9条西4丁目1-1)
- 受講料 ・第1種銃猟、第2種銃猟 11,000円(税込み・テキスト代込み)
・わな猟 8,250円 ・網猟 8,250円
・わな猟及び網猟を同時に受講 11,000円
・第1種銃猟または第2種銃猟と同時にわな猟か網猟を受講 13,750円
・第1種銃猟または第2種銃猟・わな・網(3種類)を受講 16,500円

■受付期間 令和4年12月20日(火)～令和5年1月20日(金)

【狩猟免許試験】

- 日時 令和5年2月5日(日) 午前9時～午後5時(午前筆記試験・午後実地試験)
- 会場 空知総合振興局(岩見沢市8条西5丁目)
- 定員 40名
- 受付期間 令和4年12月20日(火)～令和5年1月20日(金)

※沼田町有害鳥獣対策委員会では、試験受験に係る経費の助成をしています。
狩猟免許試験を受験希望の方は、下記までお問合せください。

■お問合せ 農業推進課農業振興グループ ☎35-2114

**キップ・定期券は、
JR石狩沼田駅でお買い求めください。**

祝祭日を除く月～金の7:20～13:40で販売中です。

※不在となる時間帯もございますので、ご確認願います。

■お問合せ JR石狩沼田駅 ☎35-2210



JRに乗り続け隊

沼田町 JR利用促進運動実施中!

冬の道路を快適にしましょう！

1. 道路に雪を出さないこと！

道路に雪を押し出すことにより、交通渋滞し直接交通事故の原因になることがあります。場合によっては道路交通法違反となる場合があります。また、大型機械等で道路わきに雪を積み上げないようにご協力ください。

2. 道路敷地に物を放置しないこと！

除雪車も一般車両も雪の下のは見えにくく、事故につながる恐れがありますので、道路敷地に物を放置しないようご協力ください。

ごみ等は指定場所に出して下さい。また収集日以外の日は出さないようにしましょう。

3. 除雪作業車は危険ですから近寄らないこと！

除雪車は作業のため前進後退が繰り返されることが多いと共に、雪煙等で視界が悪く、事故につながる恐れがありますので、絶対に近寄らないでください。また、道路のセンターライン付近を除雪する際に、センターラインを越えて作業する場合がありますので、ご注意ください。

4. 除雪作業に支障になる駐車はしないこと！

夜間に路上駐車されると作業能率を低下させるばかりでなく、その路線の除雪が不可能となります。場合によっては放置物件として強制撤去し、また状況によっては道路交通法違反となる場合があります。

5. 雨水枡及びマンホールに雪の投入はしないこと！

道路側溝の雨水枡やマンホールを開けて雪を投入する事は、人が落ちる危険性や交通事故にもつながる危険な行為です。蓋をあけての雪の投入は絶対やめましょう。

6. 路上でのスキー、そり遊びはさせないこと！

道路や道路際の雪山でスキーやそり遊びをする事は、事故を誘発する原因となります。そのような行為を見かけたときには、みんなで注意し事故の防止に努めましょう。

7. 異常気象のときは車を使用しないようご協力を！

近年、大雪や猛吹雪等の異常気象で交通障害に見舞われることが多くなっています。通行不能で路上に置いた車が支障となり除雪できない区間が出て町民生活にも支障がでてきます。気象情報に注意し豪雪、暴風雪の日にはできるだけ車を使用しないようにしましょう。

8. 間口除雪を業者委託されている方へお願い！

個人宅の間口除雪をした雪を私有地（空地）や公共用地へ無断で搬入することは、近隣トラブルの原因となりますので、必ず土地の所有者や管理者に許可を得てから搬入するようお願いいたします。

9. 道路沿線に農地等の土地を所有している方へお願い！

郊外の道路では道路幅員や視認性を確保するため、路肩に溜まった雪を路外に投雪する拡幅除雪を行っています。道路確保のため敷地内で処理しきれない箇所については沿道の民有地に投雪させていただく場合がありますので、所有者等の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■お問合せ 建設課 技術グループ ☎35-2116

沼田町乗合タクシーのご利用方法について

平成30年6月から乗合タクシーを運行し、多くの皆さまにご利用いただいています。冬期間、利用が増えることも予想されますので、スムーズな乗合タクシーのご利用に向け、事前予約の方法や普通のタクシーとの違いなど、ご利用方法についてお知らせしますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

★ご注意★ 乗合タクシーは、普通のタクシーと違い、事前予約で運行しています。同じ時間帯で近隣地域から予約があった場合には、他の方と乗り合いになります。また、ほろしん温泉には行けませんので、町営バス又は普通のタクシーをご利用下さい。

■乗合タクシーご利用対象者（登録制）

(1) 次の①～③に該当する方は、登録することで利用することができます。

- ①市街地に住む60歳以上の方で沼田町に住所を有している方
- ②市街地に住む60歳未満の方で自己所有の自動車等交通手段のない方
- ③碧水市街、多度志市街方面からの予約バス利用者

(2) 郊外地区の方は、年齢制限なしで登録不要でご利用できます。

■乗合タクシー事前予約の方法

(1) 「利用したい日の前日に予約」するか「利用したい便（1便・2便以外）の1時間前までに予約」して下さい。

(2) 事前予約の受付時間は、午前8時00分から午後5時00分までです。

（※年末年始（12/31～1/2）を除く土日も受付可能です。）

(3) 明日萌観光ハイヤー 電話：35-2252に電話して「①お名前 ②利用日と時間 ③乗車場所 ④目的地 ⑤連絡先」をお伝え下さい。

便数	運行時間	受付（予約）時間		便数	運行時間	受付（予約）時間	
		前日受付	当日受付			前日受付	当日受付
1便	8:00～9:00	17:00まで	出来ません。	6便	13:00～14:00	17:00まで	12:00まで
2便	9:00～10:00		出来ません。	7便	14:00～15:00		13:00まで
3便	10:00～11:00		9:00まで	8便	15:00～16:00		14:00まで
4便	11:00～12:00		10:00まで	9便	16:00～17:00		15:00まで
5便	12:00～13:00		11:00まで				

■乗合タクシー利用（乗降）の方法

- (1) 事前予約した時間に合わせて乗合タクシーをお待ち下さい。
- (2) 乗車時に「①お名前 ②目的地」を乗務員にお伝え下さい。
- (3) 目的地での降車時に料金をお支払下さい。※登録者は必ず登録証をご提示下さい。



■乗合タクシー利用（乗降）の例

- (良い例○) 「自宅⇔指定停留所」、「まちなか（指定停留所）⇔厚生クリニック（指定停留所）」
- (対象外×) 「自宅⇔友達の家」「友達の家⇔指定停留所」などは対象になりません。

■お問合せ 建設課管理グループ ☎35-2116



広報ぬまた お知らせ版



令和4年12月8日発行 第1126号(2/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

ピカゾー

スノンちゃん

ライフパートナー探し応援事業について

町では、結婚について前向きに取り組む意欲のある方に、民間の結婚相談所など専門機関へ支払う費用、又は婚活イベント参加料等の一部を助成しておりますので、是非ご活用下さい。

■対象者 ※以下の2項目をすべて満たしていることが必要です

- ①結婚に対して前向きに取り組む意欲のある20歳以上の独身の方
- ②結婚相談所へ入会若しくはイベント開催時点において、沼田町に住所を有する方で、かつ今後も町内に居住する意思のある方

■助成範囲

- ①結婚相談所等への入会金や登録料、会費等、専門機関を利用する際に必要となる費用
- ②婚活イベント参加料
- ③上記①及び②を利用又は参加した場合に必要な交通費及び宿泊料等の経費
- ④町内外の団体に関係なく、本町の住民が参加し行われる婚活イベント等の開催負担金

■助成額

- 申請者一人につき60,000円を上限として助成(上限に達するまで何回でも申請できますが、イベントの参加助成については以下の範囲内とします)
 - ・婚活イベント参加料については、1回につき3,000円を上限とします
 - ・交通費等の旅費については、1回につき10,000円を上限とします

- イベント開催に伴う団体への負担金(上記④)については、本町からの参加者1人につき5,000円を上限として助成します

■申請方法

- 結婚相談所など専門機関等へお支払いした後、領収書及び印鑑をご持参のうえ住民生活課移住定住応援室までお越し下さい
- 申請にあたっては、個人その他、団体又はグループ等、複数人を一括して申請することも出来ます

■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

沼田町孫ターン奨励事業について

沼田町にゆかりのあるお孫さん世代に転入し定住していただくため、町内にお住まいの方のお孫さん世帯などが転入された場合に奨励金を交付いたします。

■対象世帯

令和2年4月1日以降に沼田町に転入し生活実態がある世帯で、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①世帯主またはその配偶者の祖父母の何れかが沼田町に居住していること
- ②世帯主またはその配偶者の父母の何れも沼田町に居住していないこと
- ③世帯に公務員が含まれていないこと
- ④申請日に沼田町に住民票を有していること
- ⑤沼田町に住民票を有してから5年以上沼田町に住む意思があること
- ⑥転勤、出向等や進学等による一時的な転入ではないこと
- ⑦世帯及び、祖父母世帯に町税等の滞納がないこと

■奨励額

- ・2人以上の世帯 100,000円(祖父母世帯と同居 50,000円加算)
- ・単身の世帯 50,000円(祖父母世帯と同居 25,000円加算)

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・申請世帯の住民票謄本
- ・祖父母世帯の住民票謄本
- ・祖父母との関係が証明できる書類(申請者と祖父母の戸籍謄本など)
- ・申請世帯及び、祖父母世帯の納税状況確認同意書



■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

「人権心配ごと相談所」を開設します

生活をする中で、困りごとや心配なことがあっても「どこに相談したらよいかわからない」または「相談とまではいかないが、少し話を聞いてほしい」という時のために、皆さんに安心して利用できる機会として「人権心配ごと相談所」を開設いたします。秘密は厳守しますので、一人で悩まずにご相談ください。

■日 時 令和4年12月23日(金) 午後1時～午後3時

■場 所 沼田町健康福祉総合センター「ふれあい」1階相談室

■相 談 員 人権擁護委員・民生委員

■そ の 他 当日は電話相談も可能です。

■お問合せ 保健福祉課福祉グループ ☎35-2120

拉致に関する情報提供のお願い

毎年12月10日から16日まで、政府は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を設け、拉致問題について広報活動を実施しています。

拉致問題の解決を始めとする、北朝鮮による人権侵害問題への関心と認識を深めていくことが大切です。

拉致に関する情報をお持ちの方は、どんな些細なことでも構いませんので深川警察署まで連絡をお願いします。

■お問合せ 深川警察署 ☎23-0110

令和4年度自衛官募集案内について

■自衛官候補生

資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女

受付期間 年度を通じて受付を行っています。

試験期日 1月試験日程：22日(日)・23日(月) いずれか1日(来月以降は別途お知らせします。)

試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

■その他 コロナの状況により、変更となる場合があります。

■お問合せ 自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊 ☎0166-55-0100
総務財政課広報情報グループ ☎35-2111

「メールぬまた」登録受付中です！

「メールぬまた」は非常災害など緊急事態の情報を携帯電話等で受信できるサービスです。

平成30年9月6日未明に発生した、胆振東部地震の際にも「メールぬまた」で情報を配信し、テレビ等から情報が得られない中、情報配信に役立ちました。登録がお済みでない方は、随時受け付けておりますので下記のとおり登録をお願いします。

1. numata_info-1@req.jp へ本文、件名を空白にして送信してください。
(QRコード対応機種をお持ちの方は、右のコードを読み取ると便利です。)
2. 送信後に送られてくる登録手続きご案内のURLをクリックしてください。
3. 登録画面にて必要事項を入力し、送信してください。〔ご登録ありがとうございます〕というメールが届けば登録完了です。



※登録されている方で機種を変更した場合やメールアドレスが変わった場合、迷惑メール防止設定をしていると受信できない場合がありますので、設定をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

■お問合せ 総務財政課総務グループ ☎35-2111

日曜・祝日当番医のお知らせ

◆12月11日(日)

内科・外科系…深川市立病院(担当医：成田医院 院長 成田昭彦)

☎22-1101

歯科系…みやこし歯科診療所(滝川市)

☎0125-75-5330

◆12月18日(日)

内科・外科系…深川市立病院(担当医：深川第一病院 小松英樹)

☎22-1101

歯科系…定岡歯科医院(妹背牛町)

☎32-4118

◆12月25日(日)

内科・外科系…深川市立病院

☎22-1101

歯科系…田中歯科医院(芦別市)

☎0124-22-8700

12月8日から12月31日までの行事予定

日付	行事名	時間	場所
12月10日(土)	かとうまふみ絵本原画展(～12/19)	9:30～	ゆめつくる
	ASHIMOI KANKO 高穂スキー場ロッジ内覧会	①10:00～	高穂スキー場
		②13:00～	
12日(月)	高齢者体力測定会	10:00～	ふれあい
16日(金)	元気100倍!教室	10:00～	ふれあい
	あったまーる	12:00～	安心センター
17日(土)	令和4年沼田町ファミリーコンサート	9:30～	町民会館
20日(火)	旭町サロン	10:00～	旭町コミセン
	月例行政相談所	12:00～	町民会館
21日(水)	乳幼児健診	11:00～	ふれあい
24日(土)	明日萌駅クリスマスフェスタ(～25日)	11:00～	明日萌駅
26日(月)	脳トレ教室	10:00～	ふれあい
27日(火)	緑町サロン	10:00～	緑町コミセン

※新型コロナウイルスの影響で中止、延期される場合がございます。